

めて重要な位置を占めてくることは明白であり、そうした面での位置づけをしない
 必要があるのである。

こうした老人問題の研究は、老人ホーム、デイ・ホスピタル、給食、老人クラブ、
 ホームヘルプス、などを中心とする研究よりも、老人を、家族や社会の中に
 「参加」させるにはどうしたらよいか、またそれはどの程度可能であるか、とい
 う点を重視することになる。このような研究は、先に述べたティトマスのいう、
 Gift-Relationship の各分野における具体的研究の一環であり、大きな意義
 を持ちうるのである。

New Society 13 March, 1975.

(小林良二 社会保障研究所)

社会保障こぼれ話

所得比例年金の採用

(ニュージーランド)

この国には、1974年の長老年金にかんする法律によって、従来の定額方式
 の年金に加えて支給する所得関連方式(正確には、所得に比例していない)
 の年金が新しく採用された。この改正は最終的には退職者に妥当な所得さ
 せることを企図している。

新しい制度は1975年4月から発足し、当初5年間は調整期間とし、この
 間に、労使双方が負担する拠出率は8%まで上昇することになっている。拠
 出は被用者の賃金や俸給から拠出を控除し、使用者負担分を加えて、使用者
 が支払い、拠出はニュージーランド長老年金委員会に送られる。この委員会は
 制度を運営するとともに、基金の利子率を決定する権限をもっている。なお、
 自営業者は任意方式でこの制度に拠出することができるし、被用者も任意方
 式で追加的な拠出を支払うことができる。

この制度では、受給者の選択により、60～65歳でも受給を開始できるし、
 医学的や職業上の理由による早期受給が認められる場合には、60歳未満でも
 年金を受給できる。受給者は拠出合計と利子の最高25%までを受給され、受
 給中の死亡には、寡婦の給付は所定の比率で減額される。また、給付は生計
 費の変化に対応させて毎年調整される。なお、私的年金との調整により、拠
 出免除が認められている。

(Earnings-related Superannuation Fund enacted, Social
 and Labour Bulletin. No. 1, 1975, pp. 75 - 76).

(平石長久 社会保障研究所)